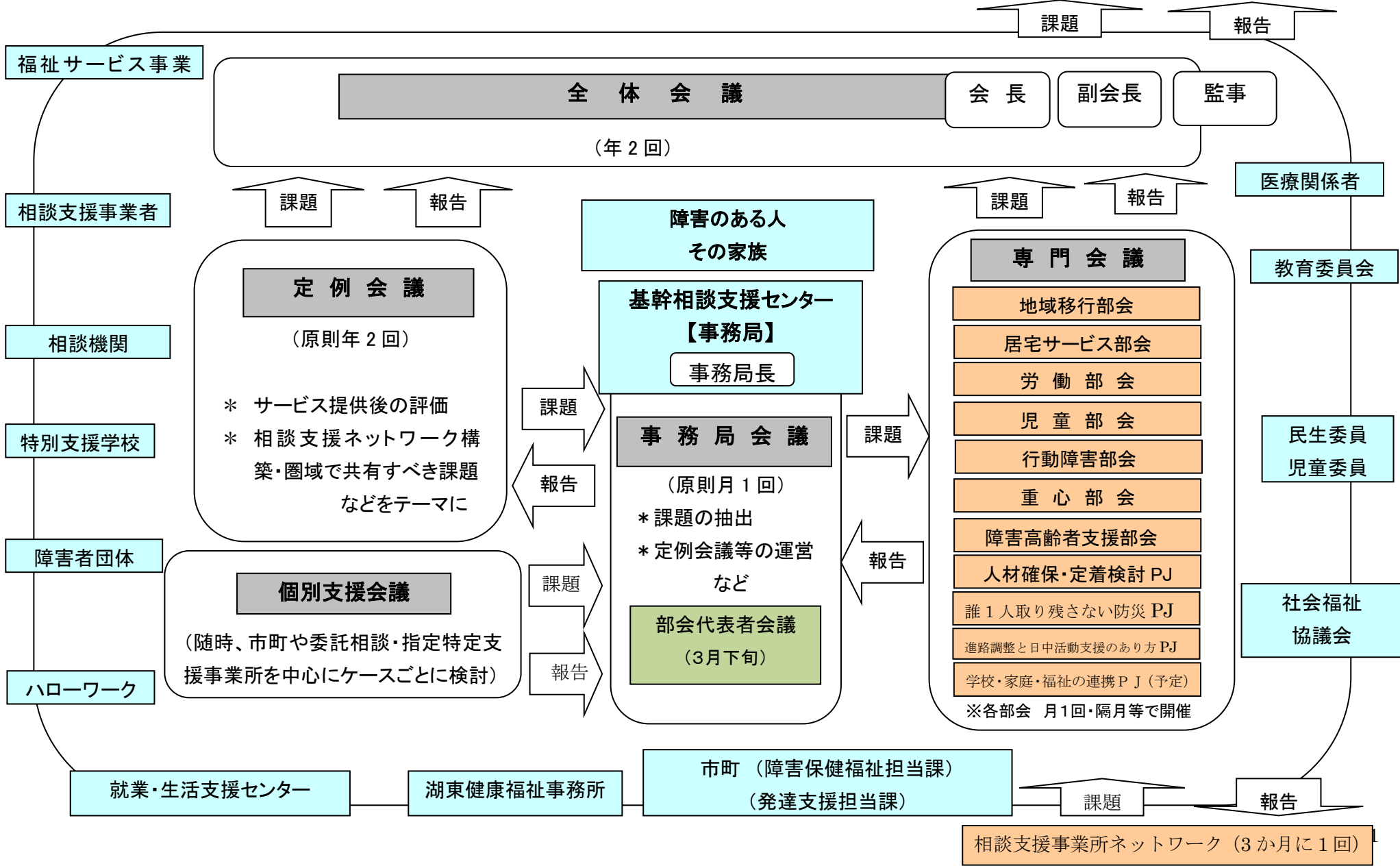


湖東地域障害者自立支援協議会 令和8年度 組織図

課長会議 定住自立圏
 (協議会)課題解決アクションミーティング
 施策提言(必要に応じて)【施策化】

県自立支援協議会
 (県全体へ)



◎湖東地域障害者障害者協議会とは・・・

【目的】湖東地域(彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町の1市4町「湖東福祉圏域」)に居住する身体・知的・精神などに障害のある人や子どもが地域で安心して生活できるよう支援し、かけがえのない個人として尊重され、社会参加を促進し、障害の有無によって分け隔てられることのない共生する社会を実現するため、福祉・保健・医療・教育・就労等の各種サービスを総合的に調整、推進する。

【事業】◎行政担当者や指定相談支援事業者等(障害者就業・生活支援センターを含む)による訪問・相談活動を通じ、障害者児のニーズやサービス供給体制の問題点の把握、課題解決のための検討。

◎複合したニーズを有するケース等、処理困難ケース等の処遇方針を共有し、関係機関等との連携の緊密化を図るとともに、ケースを通じて明らかになった課題について地域の特性・実情に応じた体制整備等について協議。

◎サービス提供後の評価を実施するとともに、新たなサービスメニューや施策を検討・開発し、関係機関に対して要望・助言。 など

全体会議 各会議を通じて検討されたサービスにかかわる諸課題を各関係機関で共有し、解決に向けて協議

定例会議

事業に記載された事項を協議する。湖東福祉圏域の基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所、各指定相談支援事業所、各市町、湖東健康福祉事務所の担当職員、および関係する機関、団体、学校等の担当職員等で構成。

事務局会議

基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、各市町、湖東健康福祉事務所、その他必要と認められる機関等に属する関係職員等で構成。

部会代表者会議

専門会議

事務局会議等で検討が必要とされた課題を専門的に検討するものとし、テーマに即した機関に属する関係職員で構成。

地域移行部会 施設から地域生活への移行や精神科病院からの退院を促進するうえで、個別ケースの生活課題の検討や、必要な地域資源の拡充に向けた検討・取組み、関係機関や団体の事業や意向の調整を行うこと、さらに評価を行う機能を検討。

居宅サービス部会 訪問系サービスにおける需要と供給の不一致状態があり、客観的に状況把握するための調査・課題解決に向けた取組みについて協議。また訪問系サービスの従事者に向けた研修。意見交換会を実施。

労働部会 福祉的就労における就労収入向上等の取組みをはじめ、障害者の働くこと・暮らすことを支援する事業所の連携を図ることで、障害のある人たちの働く意欲の向上と願いにこたえていくことのできる地域をめざす。

児童部会 児童期の障害のある人たちの実態を把握し、誰もが地域で安心して暮らすために必要なサービスやその質・環境調整について協議。また、各部会との情報交換や連携を行い、ライフステージを見通した総合的な支援体制の確立をめざす。事例検討を通じた課題の抽出・研修会・児童期の福祉サービス説明会も実施。

行動障害部会 行動障害のある人たちの課題について、地域と事業所が連携して実態を把握し、両者の要望や期待の調整をはかり、行動障害のある人たちが安心して暮らせる支援体制づくり等について検討する。

重心部会 重症心身障害のある人たちの生活の現状や、それを支える地域のサービス事業所の現状を把握し、地域資源を充実させるための課題や福祉と医療の連携等について考えることで、重症心身障害のある人や医療ケアのある方たちが安心して暮らせる地域のあり方を検討する。

障害高齢者支援部会 介護保険と障害福祉の連携・情報共有の在り方、事例検討を通じた課題抽出と整理。障害から介護への移行期に関する圏域課題を適宜共有し検討。

個別支援会議

湖東福祉圏域の各市町ごとにケース検討を行うものとし、担当職員で構成する。